

令和5年第1回農業委員会総会議事録

令和5年1月5日
宮崎市農業委員会

1. 日 時 令和5年1月5日(木)

午後3時開会

2. 場 所 第四庁舎9階会議室

3. 付議事件

[議 案]

議案第1号 農地法第3条第2項第5号の規定による農地の権利取得後の下限面積
の設定について

議案第2号 農地法第3条許可について

議案第3号 農地法第4条許可について

議案第4号 農地法第5条許可に係る事業計画変更について

議案第5号 農地法第5条許可について

議案第6号 非農地証明について

議案第7号 農用地利用集積計画の決定について

[報 告]

報告第1号 専決処分の報告について(農地法第4条第1項第8号)

報告第2号 専決処分の報告について(農地法第5条第1項第7号)

報告第3号 専決処分の報告について(農地法第3条第1項本文)

報告第4号 専決処分の報告について(農地法第4条第1項本文)

報告第5号 専決処分の報告について(農地法第5条第1項本文)

報告第6号 申請の取下げ・許可書等の返戻について

報告第7号 相続等による権利移動について(農地法第3条の3)

4. 出席委員

1 番 日 高 隆 志	2 番 岡 武 義	3 番 金 丸 忠 弘
4 番 久 保 田 章 生	7 番 川 越 定 光	8 番 川 崎 和 久
9 番 松 田 実	10 番 川 越 忠 次	11 番 長 友 紘 子
12 番 川 越 正 彦	13 番 岡 原 明 美	14 番 持 原 義 信
15 番 小 倉 俊 博	16 番 佐 藤 裕 次 郎	18 番 高 間 秀 一
20 番 前 田 峰 子	21 番 中 村 和 寛	22 番 外 蘭 香
23 番 蛭 原 安 徳		

5. 欠席委員

5 番 鬼 塚 健 太	6 番 川 野 富 男	17 番 片 上 英 行
19 番 川 越 達 也	24 番 松 田 真 郎	

6. 事務局出席者

次長	西領敏一	副主幹兼農地調整係長	川越昌志
次長補佐兼総務係長	長谷川恒徳	農地調整係主査	前田真智子
総務係主任主事	藤岡拓麻	農地調整係主任主事	領家健志

7. 市長部局出席者

なし

署名委員

議長 松田 美 

委員 長友 紘子 

委員 佐藤 裕次郎 

午後 3 時開会

○議長（松田） これより令和 5 年第 1 回宮崎市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、5 番鬼塚健太委員、6 番川野富男委員、17 番片上英行委員、19 番川越達也委員、24 番松田真郎委員から欠席の届出がありました。定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。

それでは、まず、本日の議事録署名委員を指名いたします。

議事録署名委員は、11 番長友紘子委員、16 番佐藤裕次郎委員を指名いたします。

それでは、日程第 2、議案審議ですが、議案全般につきまして、事務局次長に説明させます。

○事務局（西領） 本日の日程でございますが、お手元に総会の会期及び議事日程等を配付させていただいております。

議案につきましては、特別な事情がない限りは、これまでのとおり 1 ページごとの審議でお願いしたいと考えております。

それでは、提出議案につきまして御説明いたします。

議案書表紙の裏面を御覧ください。本日は 7 議案の御審議をお願いいたします。

議案第 1 号「農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による農地の権利取得後の下限面積の設定について」は 1 件でございます。

議案第 2 号「農地法第 3 条許可について」は 10 件でございます。

議案第 3 号「農地法第 4 条許可について」は 6 件でございます。

議案第 4 号「農地法第 5 条許可に係る事業計画変更について」は 1 件でございます。

議案第 5 号「農地法第 5 条許可について」は 23 件でございます。

議案第 6 号「非農地証明について」は 2 件でございます。

議案第 7 号「農用地利用集積計画の決定について」は 112 件でございます。

以上、審議件数は 155 件となっております。

なお、農地法第 3 条及び農地利用集積計画による担い手への農地集積面積は、39 万 2,203.06 平方メートルでございます。そのうち、委員の関わりによる農地集積面積は、38 万 2,203.06 平方メートルでございます。

説明は以上でございます。御審議方よろしくお願いたします。

○議長（松田） 議案第1号農地法第3条第2項第5号の規定による農地の権利取得後の下限面積の設定について、1ページを議題とします。

○事務局（川越） 農地法第3条第2項第5号の規定による農地の権利取得後の下限面積の設定について説明いたします。

農地法第3条の許可を得て農地を取得しようとする者は、農地法第3条第2項第5号の規定により、原則50アール以上の農地を耕作することが許可に必要な要件となっております。

この規定の中で、例外的に下限面積を農業委員会で独自に設定できる場合もあるとされております。

それは、農業委員会が、農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部又は一部について、基準の範囲内で別段の面積を設定し、公示した場合です。

また、農林水産省通知「農業委員会の適正な事務実施について」により、農業委員会は、毎年、下限面積の設定又は修正の必要性を検討することとなっております。

そこで、本年初めに、下限面積が廃止されるまでの期間、令和5年3月31日までの宮崎市における農地法第3条の規定による農地の権利取得後の下限面積について審議させていただくものです。

まず、農林水産省令で定める基準については、農地法施行規則第17条に規定されており、1つ目の基準としては、① 面積を設定しようとする区域が自然的経済的条件から見て、営農条件が概ね同一の地域と判断されること、② 設定面積はアール単位とし、最低でも10アール以上であること、③ 設定した区域内における下限面積未滿の経営体数が全体の40%を下回らないこと、この3つの要件に該当する必要があります。

それでは、宮崎市全体で下限面積を設定する場合について説明いたします。

お手元にお配りしております別紙「下限面積（別段の面積）の設定について」の（1）を御覧ください。

農林水産省から経営体数の把握については農林業センサスを活用するよう示されており、2020年農林業センサスによりますと、宮崎市全体で経営耕地なしを除く経営体数は2,951であります。そのうち50アール未滿の経営体数は634で、50アール未滿の経営体数の割合は21.5%となります。

次に、(2)を御覧ください。

農林水産省令の基準に従いますと、50アール未満の経営体数の割合が21.5%となり40%を下回りますので、50アール未満の下限面積は設定できないこととなります。

よって、従来どおり下限面積を50アールに設定することについて御審議をお願いするものでございます。

次に、2つ目の基準としては、①当該設定区域内に遊休農地が相当程度存在すること、②50アール未満の農地を耕作する者が増加しても地域の営農に支障がないこと、この2つの要件に該当する場合は、先ほど1つ目の基準にかかわらず、新規就農を促進するため、下限面積を引き下げることにも可能となっております。

県内市町村の中には、この規定により、空き家バンクに附属する特定の農地に限定して、下限面積を設定しているような例もございます。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長(松田) 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

○23番(蛭原委員) 農林業センサスは5年に一度の調査だと思いますが、調査が無い年は、直近の調査結果を活用するという理解でよろしいでしょうか。以上です。

○事務局(川越) 蛭原委員の質問なのですが、蛭原委員がおっしゃるように、調査が無い年は直近の調査結果を活用するため、同じ状況が5年間は続くこととなります。

ただ、先ほど2つ目の基準を話しましたが、例えば空き家バンクに附属する特定の農地に限定した下限面積の設定や、特定の地域に限定した下限面積の設定など、そういうこともできないわけではありません。例えば、青島は戸数が少ないのですが、下限面積未満の経営体数が50%を上回りますので、設定ができることとなりますが、設定する際には、総合的な見地から、協議の上で決定していく流れになると思っております。説明は以上です。

○22番(外園委員) 下限面積の要件が撤廃されるのが3月31日ということで、今回は、それまでの期間の下限面積を設定するという理解で良いのですね。

○事務局(川越) 下限面積の要件の撤廃が3月31日で、4月1日から下限面積の要件はなくなります。今までは5反要件ということで、農地を取得しようとする方は、借りたり買ったりして合計で5反以上の農地がなければならなかったのが、1反でも

1 畝でも 2 畝でも農地を取得できるような状況になります。それに従いまして、今回の審議につきましては、3 月 31 日までの下限面積の設定ということになっております。説明は以上です。

○23 番（蛭原委員） 法的には下限面積の要件はなくなるけれども、宮崎市は 50 アールを下限面積とするというふうに認識していたのですが、違うのですね。宮崎市も、今、外園委員が言われるように、下限面積の要件が無くなり、耕作地の合計が 50 アール以下の方であっても、農地を取得して農業をやりたいというなら、それが認められるということでしょうか。

○事務局（川越） 4 月 1 日から下限面積の要件がなくなりますので、50 アール以下でも農地を取得できます。なお、市独自で下限面積を設定することはできません。説明は以上です。

○23 番（蛭原委員） 分かりました。

○15 番（小倉委員） 今までは、5 反以上そろえば農地が買えていたと思いますが、4 月 1 日以降は、5 畝ぐらいでも一般の方が農地を買うことが可能になるということなのかどうか、分かれば説明をお願いします。

○事務局（川越） 今、小倉委員がおっしゃったとおり、取得する面積に下限はありませんが、そのほかの従事日数等の要件については残りますので、そういったところを確認しながら対応していきたいと考えております。説明は以上です。

○1 番（日高委員） 農地法の改正の内容がよく分かりません。ですから、どういう影響が出るのかということに関して研修会等の開催を要望したいと思います。

○事務局（西領） 日高委員が今言われたとおり、事務局も法改正に関する情報が少なく、まだ、全体像が理解できていないところがありますので、今後、地区連で話をさせてもらうか、勉強会を開催するか等、検討させていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（松田） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（松田） 全会一致、承認することに決しました。

議案第2号農地法第3条許可について、2ページを議題とします。

○事務局（領家） 農地法第3条許可について御説明いたします。

農地法第3条許可の審議につきましては、農地法第3条第2項各号に規定する許可基準に合致するかどうかを審査しております。

今回、係る基準を充足すると認められた案件について申請を受理し、議案として上程しております。

それでは、案件について御説明いたします。

番号1を御覧ください。

本案件は新規就農法人からの申請です。受人である法人は、代表が個人事業で所有している経営資源（農地、機械、設備等）を活用し、効率的かつ安定的な農業経営体となるため、法人を設立し、本申請に至ったものです。

なお、本案件は解除条件付で農地を賃貸借する申請です。

通常、法人が農地を買ったり借りたりする場合、農地所有適格法人として様々な要件を満たさなければなりません。ただし、農地所有適格法人でなくても例外的に農地を借りる許可を出す規定があり、その場合、農地を適正に利用しない場合はすぐに貸借契約を解除して農地を返却する、などの条件付きでの許可となります。

この解除条件付貸借許可の場合、下限面積要件等に加え、契約解除についての条件が契約書に書かれていることや、地域での役割分担を行うこと、役員などに1名以上農作業等に常時従事する者がいること、などの要件があります。

また、受人の経営面積は0平方メートルとなっておりますが、今回の申請で総経営面積が3,668平方メートルとなり、5,000平方メートルを下回っております。しかし、ハウス園芸等集約的に行われるものであると認められる場合には、5,000平方メートル未満でも例外的に許可できることとなっております。そのため、3条の農地の権利取得者としての要件を満たすことから、申請を受理し、議案として上程しております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、3ページから4ページの10番までを議題とします。

○事務局(領家) 番号6、7、8を御覧ください。関連がありますので、併せて御説明いたします。

本案件は、受人の経営面積が2,166平方メートルとなっておりますが、今回の申請で総経営面積が5,812平方メートルとなり、3条の農地の権利取得者としての要件を満たすことから、申請を受理し、議案として上程しております。

同様に、他市町村と併せて総経営面積が5,000平方メートルを上回る案件は、番号10がございます。なお、綾町農業委員会には、全ての農地を耕作している旨、確認済みでございます。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長(松田) 事務局の説明は以上のおりですが、御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

議案第3号農地法第4条許可について、5ページを議題とします。

○事務局(前田) 農地法第4条許可について説明します。

農地法第4条許可につきましては、法第4条第2項各号に規定する許可基準であります、転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性などに適合するか否かについて審査しています。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断し、係る基準を充足すると認められたため、申請を受理し、議案として上程しています。

なお、全ての案件において追認案件となりますが、始末書の提出もあり、立地基準・一般基準を満たしていることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、6 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

議案第4号農地法第5条許可に係る事業計画変更について、7 ページを議題とします。

○事務局（前田） 事業計画変更について説明します。

事業計画変更につきましては、農地法関係事務処理要領により、転用許可後に、転用事業者が、転用目的の変更を希望した場合、また転用事業者に代わって、転用を希望する者があるときには、事業計画変更申請を行わせ、変更の承認について審査することとされています。

計画変更の承認に当たっては、変更後の周辺農地への影響や事業の実現可能性等が変更前と比較して同程度であるか、変更後の事業も転用許可基準により許可相当と認められるかについて審査しています。

それでは、案件について説明します。

番号1を御覧ください。

本案件は、宮崎市佐土原町東上那珂の農地に植林する目的で農地法第5条の転用許可申請を行い、平成3年1月30日に許可を得ていますが、転用が実行されずに現在に至っています。今回、転用実行者を承継人に、用途も太陽光発電施設に変更し、また、変更後の転用申請においても立地基準・一般基準を充足していることから、議案として上程したものです。

なお、転用申請は、13ページの議案第5号番号20で別途議案として上程しています。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、承認することに決しました。

議案第5号農地法第5条許可について、8ページを議題とします。

○事務局（前田） 農地法第5条許可について説明します。

農地法第5条許可につきましては、法第5条第2項各号に規定する許可基準であります、転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性などに適合するか否かについて審査しています。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断し、一時転用を含め、係る基準を充足すると認められたため、申請を受理し、議案として上程しています。

それでは、主な案件について説明します。

まず、番号1を御覧ください。

申請人のうち、渡人は宮崎市下北方町在住の個人2名、受人は宮崎市大字広原在住の個人です。申請地は、宮崎市大字広原にあります日章学園高等学校から南西に約550メートルの場所に位置する土地です。本案件は、申請地を露天貸駐車場として利用したく申請に及んだものです。申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから「第1種農地」となりますが、不許可の例外である「集落接続」に該当しています。申請地の周

圃は一部農地と接していますが、整地のみ行い土砂の流出に留意し、雨水は水路へ放流し処理することから、周辺農地への影響はないものと思われます。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しています。

また、同様に「第1種農地」で「集落接続」に該当している案件は、番号2、番号3です。

最後に、番号4を御覧ください。

申請人のうち、渡人は宮崎市天満3丁目在住の個人、受人は都城市庄内町に本拠を置く建設業を営む法人です。申請地は、宮崎市大字熊野にありますひなたサンマリンスタージアムから北に約1.6キロメートルの場所に位置する土地です。本案件は、農地法の許可を得ずに申請地を土場として利用しており、今回新たに公共工事に伴う露天駐車場として一時利用したく追認申請に及んだものです。申請地の農地区分は、「農業振興地域」の「農用地区域」となりますが、不許可の例外である「一時転用」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、周囲に土手を設け土砂の流出を防ぎ、雨水は地下浸透で処理することから、周辺農地への影響はないものと思われます。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しています。

その他の案件においても追認案件がありますが、始末書の提出もあり、立地基準・一般基準を満たしていることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、9ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、10 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、11 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、12 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、13 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、14 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、許可相当とすることに決しました。

議案第6号非農地証明について、15 ページを議題とします。

○事務局(川越) 非農地証明について説明いたします。

この非農地証明につきましては、登記簿の地目が農地または農地台帳に登載されている農地で現況が非農地化していることを証明するものです。

非農地化の事由として、主に、昭和27年の農地法施行以前から農地以外の土地であること、10年以上耕作放棄され将来的にも農地としての利用が困難な土地、周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても利用することができないと見込まれる場合があります。

それでは、2件の案件につきまして説明いたします。

番号1、2は、登記簿地目が畑であります。現況は10年以上耕作放棄された様相で、山林化及び原野化しております。

このことから、これらの案件は非農地証明の認定基準に合致しております。

なお、これらの案件につきましては、12月20日に地元農業委員と現地調査を行い、現況が農地でないことを確認しております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長(松田) 事務局の説明は以上のおりですが、御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ承認することに決しました。

議案第7号農用地利用集積計画の決定について、16ページから75ページの51番までの利用権設定分を議題とします。

本人に関わる案件がございますので、16番佐藤裕次郎委員、23番蛭原安徳委員の退室を求めます。

(16番佐藤裕次郎委員、23番蛭原安徳委員退室)

○事務局(藤岡) 議案第7号農用地利用集積計画の申出につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に規定されております、市の基本構想に適合することや、農地の効率的利用、農作業の常時従事などの各要件を満たしていると考えられるため、今回、議案として上程するものでございます。

中間管理による貸借につきましては、16ページの番号1番から44ページの番号49番までの49件でございます。

利用権設定につきましては、45ページの番号1番から75ページの番号51番までの51件でございます。

内訳といたしましては、使用貸借権の再設定が5件、新規設定が18件、賃借権の再設定が6件、新規設定が22件となっております。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

○議長(松田) 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

16番佐藤裕次郎委員、23番蛭原安徳委員の入室を求めます。

(16番佐藤裕次郎委員、23番蛭原安徳委員入室)

○議長(松田) 次に、76ページから81ページの63番までの所有権移転分を議題と

します。

○事務局（藤岡） 農用地利用集積計画の申出のうち、所有権移転につきましては、76 ページの番号 52 番から 81 ページの番号 63 番までの 12 件でございます。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

これより報告案件を議題とします。

事務局次長に説明を求めます。

○事務局（西領） 本日の報告案件について御説明いたします。

報告書表紙の裏面を御覧ください。

報告第 1 号は、農地法第 4 条第 1 項第 8 号に係る「専決処分の報告について」でございます。その数 6 件でございます。

報告第 2 号は、農地法第 5 条第 1 項第 7 号に係る「専決処分の報告について」でございます。その数 15 件でございます。

報告第 3 号は、農地法第 3 条第 1 項本文に係る「専決処分の報告について」でございます。その数 1 件でございます。

報告第 4 号は、農地法第 4 条第 1 項本文に係る「専決処分の報告について」でございます。その数 3 件でございます。

報告第 5 号は、農地法第 5 条第 1 項本文に係る「専決処分の報告について」でございます。その数 18 件でございます。

報告第 6 号は、「申請の取下げ・許可書等の返戻について」でございます。その数 2 件でございます。

報告第 7 号は、「農地法第 3 条の 3 相続等による権利移動について」でございます。その数 19 件でございます。

なお、報告第1号、第2号につきましては、局長の専決処分により受理されたもので、備考欄等に専決日を記載しております。

第3号、第4号、第5号につきましては、過去の総会において承認されたもので、それぞれ会長の専決処分により許可されたものでございます。

報告は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（松田） ただいま専決処分等につきまして報告がありましたが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 御意見なければ、報告案件はこれにて終わります。

本日の総会はこれをもって閉会してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松田） 御異議なしと認めます。よって、令和5年第1回宮崎市農業委員会総会を閉会いたします。

午後3時44分閉会